

岐南町告示第107号

令和4年第3回岐南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月22日

岐南町長 小島英雄

記

1. 期 日 令和4年9月1日
1. 場 所 岐南町議会議場



○議事日程

令和4年9月1日(木) 第1日

- | | | |
|-----|----------------|----------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 2 | 会期の決定について | |
| 第 3 | 議案第32号 | 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 4 | 議案第33号 | 令和4年度岐南町一般会計補正予算について |
| 第 5 | 議案第34号 | 令和4年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 第 6 | 議案第35号 | 令和4年度岐南町介護保険特別会計補正予算について |
| 第 7 | 議案第36号 | 令和4年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| 第 8 | 認定第 1号 | 令和3年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 9 | 認定第 2号 | 令和3年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第10 | 認定第 3号 | 令和3年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第11 | 認定第 4号 | 令和3年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第12 | 認定第 5号 | 令和3年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第13 | 認定第 6号 | 令和3年度岐南町水道事業会計未処分利益剰余金 |

- の処分及び決算の認定について
- 第14 認定第 7号 令和3年度岐南町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 第15 同意第 4号 岐南町固定資産評価審査委員会の委員の選任同意について
- 第16 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて



○諸般の報告

1. 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和4年6、7、8月の例月出納検査を執行した結果の報告
2. 地方自治法第180条第1項の規定に基づく損害賠償の専決処分の報告について
3. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき健全化判断比率及び資金不足比率についての報告



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名	
1番	長谷川 淳 君
2番	村山 博司 君
3番	松本 暁大 君
4番	三宅 祐司 君
5番	後藤 友紀 君
6番	松原 浩二 君
7番	櫻井 明 君
8番	渡邊 憲司 君
9番	木下 美津子 君
10番	岩田 晴義 君



○欠席議員

なし



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島英雄君
副	町長	傍島敬隆君
教	育長	野原弘康君
会	計管	井上哲也君
理	者	
総	務部	小関久志君
長		
総	合政	三輪学君
策	部	
長		
福	祉部	中村宏泰君
長		
土	木部	安田悟君
長		
住	民部	堀場康伸君
長		
総	務課	記野雅之君
長		
財	政課	服部貴司君
長		
総	合政	摂田真広君
策	課	
長		



○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	岩	田	恵	司
書					記	朝	倉	修	一



開会

午前10時2分 開会

○議長（松原浩二君） ただいまから2022年（令和4年）第3回岐南町議会定例会を開会いたします。



○議長（松原浩二君） 日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和4年6、7、8月の例月出納検査を執行した結果の報告がありましたので、お手元に配付した報告書の写しによりご承知願います。

次に、地方自治法第180条第1項の規定に基づく損害賠償の専決処分等の報告及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を求めます。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 諸般の報告。

今回ご報告いたします案件は、令和4年5月4日午前3時頃、平成6丁目38番2地先、町道633号線において、苅谷 樹氏自身が所有、運転する車両で北に向かって走

行していたところ、舗装の劣化や剥離等により生じたポットホールに気づかず、右側前輪タイヤのパンク及び右側後輪タイヤの傷等損害を与えた事故に対する損害賠償金8万4,348円としたことについてでございます。

本件は地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されております事項に該当する事件であるため、令和4年7月13日に専決処分をしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告いたします。

諸般の報告。

健全化判断比率報告書、資金不足比率報告書についてご報告させていただきます。

令和3年度岐南町会計決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき健全化判断比率報告書、資金不足比率報告書を調製し、ご報告申し上げるものでございます。

内容につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率においては発生しておりません。実質公債費比率については5.6%、将来負担比率については3.5%となっており、早期健全化基準を下回っております。また、公営企業会計における資金不足比率については発生しておりません。

以上です。

—————◇—————

開議

○議長（松原浩二君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきにご通知申し上げたとおりであります。

—————◇—————

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において1番長谷川 淳議員、2番 村山博司議員の両名を指名します。

—————◇—————

第2 会期の決定について

○議長（松原浩二君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月27日までの27日間と定めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月27日までの27日間と決定しました。

第3 議案第32号から第16 諮問第1号まで

- 議長（松原浩二君） 日程第3、議案第32号から日程第16、諮問第1号までの14案件を一括して議題とします。

（議案掲載省略）

- 議長（松原浩二君） 議案第32号から諮問1号までの案件に対する提出者の説明を求めます。

小島英雄町長。

- 町長（小島英雄君） 議案第32号 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を図ることを目的に、国家公務員の非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和等を内容とする人事院規則が改正されたことに伴い、国家公務員の措置との権衡を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例は、令和4年10月1日から施行するものであります。

議案第33号 令和4年度岐南町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ5億5,574万5,000円を増額し、97億9,351万2,000円にいたしたいものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、マイナンバーカードを用いた電子申請の対応に係る環境構築等経費としての情報システム標準化・共通化関連業務委託料504万2,000円、所得税の更正請求に伴う住民税の還付が増加したことによる過誤納還付金及び還付加算金270万円、証明書交付手数料等の支払いにおけるキャッシュレス決済導入経費146万3,000円の増額、民生費におきましては、令和3年度福祉医療助成事業の精算に伴う県支出金前年度返還金として2,683万8,000円、総合健康福祉センター施設用地取得費等関連経費として2,235万4,000円、衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る委託料640万8,000円、休日在宅当番医制運営事業補助金として10万円の増額、消防費におきましては、新型コロナウイルス自宅療養者支援物資の購入費として40万7,000円の増額、公債費におきましては、臨時財政対策債の利率見直しによる町債元金償還金75万2,000円の増額、町債利子174万3,000円の減額、諸支出金におきましては、財政調整基金積立金3億2,000万円、減債基金積立金として1億2,674万5,000円の増額、また各費目にわたり原油価格高騰等

に伴う燃料費・光熱水費の増額をいたしております。

これに対する歳入でございますが、分担金及び負担金といたしまして、休日在宅当番医運営事業負担金5万円、国庫支出金の主なものといたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金170万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金484万9,000円の増額、繰入金といたしまして、国民健康保険特別会計繰入金1,010万5,000円、介護保険特別会計繰入金1,964万円、後期高齢者医療特別会計繰入金649万7,000円の増額、繰越金としまして、5億776万6,000円の増額、諸収入といたしまして、電子計算機器整備負担金307万円等を増額し、財源といたすものでございます。

議案第34号 令和4年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ2,103万7,000円を増額し、25億6,209万円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、過年度の保険給付費等の精算に係る償還金として1,093万2,000円、令和3年度一般会計繰入金の精算に係る繰出金として1,010万5,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、繰越金2,103万7,000円を増額し、財源といたすものでございます。

議案第35号 令和4年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ5,158万3,000円を増額し、20億2,701万4,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、令和3年度保険給付費等の精算に係る償還金として3,194万3,000円、令和3年度岐南町一般会計繰入金の精算に係る繰出金として1,964万円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、一般会計繰入金40万8,000円、基金繰入金292万円、繰越金4,825万5,000円を増額し、財源といたすものでございます。

議案第36号 令和4年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ1,897万4,000円を増額し、5億9,350万4,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、広域連合保険料等負担金として1,247万7,000円、一般会計繰出金として649万7,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、令和3年度保健事業費負担金の精算に係る過年度収入550万6,000円、後期高齢者医療特別会計繰越金1,346万8,000円をもって財源といたすものでございます。

認定第1号 令和3年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算の状況は歳入総額100億4,136万9,613円に対しまして、歳出総額91億1,467万912円でございます。

歳入歳出の差引額は9億2,669万8,701円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源のうち一般財源を用いた事業は、繰越明許費繰越額分として社会保障・税番号制度対応システム改修事業、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、厚八橋架替事業、町道整備改良事業、各小中学校における新型コロナウイルス感染症対策事業への総額4,959万2,000円でございますので、実質収支額は8億7,710万6,701円となっております。これは町税をはじめとする財源の確保ができたことにより、この決算をいたすことができたものであり、ここにご報告させていただく次第でございます。

なお、決算額につきましては、決算書の1ページから12ページまでに記載のとおりでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が町民生活に大きく影響を及ぼし、様々な活動が制限される中、数度にわたる補正予算により迅速に町民の皆様の健康や経済活動を守るための対策を無事遂行することができました。各事業の決算額につきましては、決算書の14ページから88ページまでに記載されたとおりでございます。

事業の内容等でございますが、決算認定資料に記載してございますので、詳細については省略させていただきます。

認定第2号 令和3年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。

決算の状況は、歳入総額26億8,471万3,248円に対しまして、歳出総額24億5,363万9,494円でございます。

歳入歳出の差引額は2億3,107万3,754円でございます。

歳入につきましては、国民健康保険税が5億6,110万9,387円、県支出金17億2,963万3,073円等が主なものでございます。

歳出につきましては、保険給付費が16億6,987万276円で、歳出総額のおよそ68.1%を、国民健康保険事業費納付金が7億554万3,507円で、およそ28.8%を占め、主な歳

出となっております。

事業の内容等でございますが、決算認定資料に記載してございますので、詳細については省略させていただきます。

認定第3号 令和3年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算の状況は、歳入総額20億3,844万9,339円に対しまして、歳出総額19億7,821万6,740円でございます。

歳入歳出の差引額は、6,023万2,599円でございます。

歳入につきましては、介護保険料4億5,552万8,890円、国庫支出金4億1,189万9,823円、支払基金交付金5億214万853円、県支出金2億7,011万910円、繰入金3億549万4,340円、繰越金8,060万6,874円等が主なものでございます。

歳出につきましては、保険給付費が17億9,334万657円で、歳出総額のおよそ90.7%を占め、地域支援事業費が1億152万2,277円でおよそ5.1%を占め、これらが主な歳出となっております。

事業の内容等でございますが、決算認定資料に記載してございますので、詳細については省略させていただきます。

認定第4号 令和3年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。

決算の状況は、歳入総額5億5,031万8,266円に対しまして、歳出総額5億3,684万9,090円でございます。

歳入歳出の差引額は1,346万9,176円でございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料が2億6,450万3,600円、繰入金2億6,183万1,868円等が主なものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金による支出が5億2,285万5,554円で、歳出のおよそ97.4%を占め主な歳出となっております。

事業の内容等でございますが、決算認定資料に記載してございますので、詳細については省略させていただきます。

認定第5号 令和3年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。

決算の状況は、歳入総額2億949万8,463円に対しまして、歳出総額2億849万8,463円でございます。

歳入歳出の差引額は100万円でございます。

歳入につきましては、負担金が1億4,699万9,024円で、歳入総額のおよそ70.2%を

占めております。

歳出につきましては、教育総務費が1億2,976万2,002円で、歳出総額のおよそ62.2%を占めております。

事業の内容等詳細につきましては、決算認定資料に記載してございますので、省略させていただきます。

認定第6号 令和3年度岐南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

初めに、水道事業会計決算の認定について、収益的収入及び支出でございますが、収益的収入の決算額は3億4,176万362円、対する収益的支出の決算額は2億2,203万8,165円でございます。

内訳につきましては、収益的収入は営業収益が2億4,050万803円、営業外収益が1億125万9,559円でございます。また、収益的支出は、営業費用が2億2,049万5,932円、営業外費用が154万2,233円でございます。

なお、損益計算書における当年度純利益は8,037万2,197円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は1億8,996万7,718円、対する資本的支出の決算額は4億7,018万6,613円でございます。

内訳につきましては、資本的収入は、企業債が1億6,060万円、負担金が2,936万6,700円、その他資本的収入が1,018円でございます。また、資本的支出は、建設改良費が4億6,502万878円、企業債償還金が516万5,735円でございます。

なお、資本的収入と資本的支出の差額2億8,021万8,895円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から3,932万100円、過年度分損益勘定留保資金から5,283万8,458円、建設改良積立金から1億8,806万337円で補填いたしました。

事業の詳細につきましては、決算書附属資料に記載してございますので、説明を省略させていただきます。

次に、水道事業会計の剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき提案するもので、令和3年度未処分利益剰余金2億6,843万2,534円につきまして、3,590万7,004円を建設改良積立金に積み立て、残り2億3,252万5,530円を自己資本金へ組み入れるものでございます。

認定第7号 令和3年度岐南町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてご説明を申し上げます。

初めに、下水道事業会計決算の認定について、収益的収入及び支出でございますが、収益的収入の決算額は6億5,594万3,393円、対する収益的支出の決算額は5億7,733万9,690円でございます。

内訳につきましては、収益的収入は、営業収益が2億8,779万8,577円、営業外収益が3億6,814万4,816円でございます。また、収益的支出は、営業費用が5億2,071万2,251円、営業外費用が5,640万2,589円、特別損失が22万4,850円でございます。

なお、損益計算書における当年度純利益は7,561万4,034円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は3億2,200万7,590円、対する資本的支出の決算額は4億4,674万2,709円でございます。

内訳につきましては、資本的収入は、企業債が2億2,010万円、補助金が900万円、負担金が9,290万7,391円、その他資本的収入が199円でございます。

企業債から翌年度繰越額に係る財源充当額が5,280万円でございます。

また、資本的支出は、建設改良費が1億3,877万4,225円、固定資産購入費が45万6,500円、企業債償還金が3億751万1,984円でございます。

なお、翌年度へ繰り越される財源を除いた資本的収入と資本的支出の差額1億7,753万5,119円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から1,225万3,977円、当年度分損益勘定留保資金から1億5,425万4,581円、当年度利益剰余金処分額から1,102万6,561円で補填いたしました。

事業の詳細につきましては、決算書附属資料に記載してございますので、説明を省略させていただきます。

次に下水道事業会計の剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき提案するもので、令和3年度未処分利益剰余金7,561万4,034円を自己資本金へ組み入れるものでございます。

同意第4号 岐南町固定資産評価審査委員会の委員の選任同意についてご説明申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会の委員であります水野義隆氏、小関 誠氏が令和4年10月7日をもって任期満了となりますので、引き続き選任し、併せて居波秀則氏の退任に伴い、新任として高見光良氏の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和4年10月8日から令和7年10月7日まででございます。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

人権擁護委員の松原宗興氏、松原恭子氏、岩田高明氏及び岩田扶起子氏が令和4年12月31日をもって任期満了となります。4名共に再任の意向がございましたので、適任者として改めて推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求める

ものがございます。

なお、任期は令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間でございます。
以上です。

○議長（松原浩二君） 以上で提案説明は終わりました。

次に、監査委員に認定第1号から認定第7号までの決算認定について監査報告を求めます。

監査委員 河田孝広君。

○監査委員（河田孝広君） 認定第1号から第7号の令和3年度岐南町一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算、下水道事業会計決算の各決算資料につきまして、去る7月8日、7月14日、7月29日、8月9日に慎重に審査いたしました結果、適正であると認めましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上です。

○議長（松原浩二君） 以上で監査報告は終わりました。



休会

○議長（松原浩二君） お諮りします。

明日から9月4日までの3日間は議案精読のため休会とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、明日から9月4日までの3日間は休会と決定しました。9月5日午前10時から会議を開きます。



散会

○議長（松原浩二君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会とします。

午前10時34分 散会

—————◇—————
本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長 松原 浩 二

岐南町議会議員 長谷川 淳

岐南町議会議員 村山 博 司